

## 船橋市一般廃棄物処理委託業者の受託資格審査事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条の2第2項に規定する市町村（以下「市」という。）が行うべき一般廃棄物（動物の死体その他の汚物又は不要物を除く。次項を除き、以下同じ。）の収集、運搬又は処分を市町村以外（以下「市以外」という。）の者に委託する場合の基準について、必要な事項を定め、一般廃棄物の適正処理の徹底を図ることを目的とする。

(適用除外)

第2条 第4条から第6条まで及び様式1から様式7までの規定は、法第7条第1項に規定する一般廃棄物の収集若しくは運搬業の許可、同条第6項に規定する一般廃棄物の処分業の許可、法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置許可、法第14条第1項に規定する産業廃棄物の収集若しくは運搬業の許可、同条第6項に規定する産業廃棄物の処分業の許可又は法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置許可を有する者に対しては、適用しない。

2 市が前項に規定する者に対して当該許可の内容に係る業務を委託する場合の提出書類については、別に定める。

(受託資格審査基準)

第3条 市が市以外の者に一般廃棄物の収集、運搬又は処分を委託する場合の受託資格審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条第1項第1号から第2号までに規定する基準を満たしていること。
- (2) 市民生活に密着している業務であることから、市の指示に臨機に対応できる業者であること。
- (3) 収集業務については、ごみ収集ステーションの設置場所及び収集巡回経路に精通しており、相当の経験を有していること。

(受託資格審査提出書類)

第4条 市以外の者が一般廃棄物の収集、運搬又は処分に係る委託業務を受託する場合には、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 一般廃棄物処理業務受託資格審査関係書（様式1）
- (2) 役員名簿（様式2）
- (3) 株主等名簿（様式3）
- (4) 役員等の住民票（本籍地・筆頭者記載のもの）・登記事項証明書
- (5) 車両一覧表（様式4）及び車両の写真
- (6) 車検証及び自動車保険証（自賠責保険・任意保険）の写し。ただし、車検証により、粒子状物質排出基準に適合することが確認できない場合は、粒子状物質減少装置の装着が確認できる書類を添付するものとする。
- (7) 事務所、現場詰所、車庫等の所在地を明記した案内図・公図
- (8) 誓約書（法第7条第5項第4号に規定する欠格要件に該当しない旨を記載した書類（様式5））
- (9) 法人の定款（原本証明付）
- (10) 法人登記履歴事項証明書（個人事業者の場合は住民票（本籍地・筆頭者記載のもの））
- (11) 直近の決算書（貸借対照表及び損益計算書）
- (12) 従業員名簿（様式6）
- (13) 納税証明書

#### 国税

法人の場合 法人税納税証明書 消費税及び地方消費税納税証明書

個人事業者の場合 所得税納税証明書 消費税及び地方消費税納税証明書

船橋市市税（船橋市に事業所等を有する法人 代表者が船橋市に住所を有する個人事業者）

法人の場合 法人市民税納税証明書

個人事業者の場合 個人市民税納税証明書

- (14) 一般貨物自動車運送事業許可書の写し。ただし、許可業者が自ら処理施設を有し、収集、運搬及び処理を一体として行う場合にあつては、提出を要しない。
- (15) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、受託する業務に車両を使用しない場合にあつては、同項第5号、第6号及び第15号に掲げる書類の提出は要しない。

(受託資格審査の実施)

第5条 受託資格審査は、特別な事情がある場合を除き、一般廃棄物の収集の委託をする場合にあっては毎年、運搬又は処分の委託をする場合にあっては1業者につき2年に1回、契約締結前に実施するものとする。

(受託資格審査事項の変更届)

第6条 受託資格審査後に審査事項に変更が生じた場合(軽微な変更であり、市長が受託審査の内容に影響がないと認める場合を除く。)には、一般廃棄物処理業務受託資格審査事項変更届(様式7)により、速やかに市長に届け出るものとする。

附 則(平成8年度船廢一第133号)

この要綱は、平成9年1月10日から施行する。

附 則(平成9年度船廢一第12号)

この要綱は、平成9年1月9日から施行する。

附 則(平成14年度船ク推第1076号)

この要綱は、平成15年1月9日から施行する。

附 則(平成17年度船ク推第2122号)

この要綱は、平成18年1月16日から施行する。

附 則(平成19年度船ク推第1557号)

この要綱は、平成19年12月27日から施行する。

附 則(平成25年度船ク推第520号)

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則(平成30年度船資循第1215号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年3月29日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市一般廃棄物処理委託業者の受託資格審査事務取扱要綱の規定にかかわらず、平成31年度分の委託業務に係る一般廃棄物処理委託業者の受託資格審査事務にあっては、なお従前の例により行うことができる。

附 則(令和元年度船資循第940号)

(施行期日)

この要綱は、令和元年12月14日から施行する。

附 則 (令和3年度船資循第1237号)

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年度船資循第759号)

(施行期日)

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

(様式1)

平成 年 月 日

## 一般廃棄物処理業務受託資格審査関係書

船橋市長 あて

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

船橋市一般廃棄物処理委託業者の受託資格審査事務取扱要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を提出します。

1 受託予定者	住所 氏名  (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
2 受託業務	<input type="checkbox"/> 収集 <input type="checkbox"/> 運搬 <input type="checkbox"/> 処分 (再生を含む)
3 従業員数	人
4 受託する業務に係る専任従業員数	人 (内訳は別紙従業員一覧表のとおり)
5 車両台数	台 (内訳は別紙車両一覧表のとおり)
6 添付書類	別紙指定のとおり



(様式3)

株主等名簿

商号・名称 \_\_\_\_\_

1 株主及び出資者について記して入ください。

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額
	生年月日	保有する株式の数又は 出資の金額	(ふりがな) 本 籍
(ふりがな) 氏名又は名称		割 合	(ふりがな) 住 所

2 顧問又は相談役等がいる場合、記入してください。

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	(ふりがな) 住 所



(様式5)

## 誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第5項第4号イからチまでのいずれにも該当しないことを申し立てます。

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからチの内容

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- ホ 第七条の四第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは第二項(これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号(第十四条の六において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日以前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)
- ヘ 第七条の四若しくは第十四条の三の二(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項(第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- ト へに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日以前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

※その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの：

大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法



(様式7)

年 月 日

一般廃棄物処理業務受託資格審査事項変更届

(兼委託契約事項変更届)

船橋市長 あて

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

一般廃棄物処理業務受託資格審査事項について、次のとおり変更したので届け出ます。

1 変更事項	
2 変更内容	新
	旧
3 変更年月日	
4 変更理由	
5 添付書類	

- 1 受託者の住所・氏名の変更に限り、委託契約事項の変更届を兼ねるものとする。
- 2 役員等の変更については、役員等の住民票を添付すること。
- 3 車両の変更については、車両の写真、車検証及び保険証の写しを添付すること。
- 4 事務所、現場詰所、車庫等の所在地の変更については、所在地を明記した案内図及び公図を添付すること。
- 5 法人の定款の変更については、法人の定款（原本証明付）を添付すること。
- 6 法人登記の変更については、法人登記履歴事項証明書を添付すること。
- 7 一般貨物自動車運送事業許可書の変更については、一般貨物自動車運送事業許可書の写しを添付すること。